

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年6月29日
【会社名】	株式会社 ヤギ
【英訳名】	YAGI & CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 八木 秀夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社ヤギ 東京支店 (東京都中央区日本橋小網町18番15号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社取締役社長八木秀夫は、当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、その基本的要素がそれぞれ有機的に結びつき、一体となって機能することでその目的を達成しようとするものですが、非定型的な取引等における判断の誤りなどには必ずしも対応しきれないなど固有の限界を有しており、財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価にあたっては当事業年度末の平成23年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

評価の範囲は、財務報告全体に重要な影響を及ぼす「全社的な内部統制」及び「決算財務報告に係る内部統制」のうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては全ての事業拠点を対象とし、関連文書の閲覧や関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより内部統制の整備及び運用の状況を評価し、その結果を踏まえて、評価対象とすべき業務プロセスを選定いたしました。また、それぞれの統制評価においては、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、その整備及び運用の状況を評価することで、内部統制の有効性に関する評価を実施いたしました。

なお、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、過去3期の業績の平均値を用い、連結売上高の2/3に達している事業拠点1社を「重要な事業拠点」として選定するとともに、質的重要性を考慮し、税引前利益において5%以上の割合を占める2社を「質的に重要な事業拠点」として追加選定いたしました。

評価対象として選定した重要な事業拠点及び質的に重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としての「売上高」「売掛金」「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについても財務報告への影響が大きいものとして評価対象に追加しております。

また、評価の対象とした業務プロセスについては、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、関係する責任者あるいは担当者への質問、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該プロセスにおける統制の整備及び運用状況を評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末（平成23年3月31日）現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。